

地域の問題解決や活性化を図る事業を検討中の団体の皆様  
その事業、

# 空き家を活用して行いませんか？

～令和3年度 春日井市空き家地域貢献活用事業補助金のご案内～



空き家の改修費用に対して

上限 **100** 万円補助



地域の高齢者が  
集う施設に・・・



障害のある方の  
就労支援施設に・・・



地域の方が  
集うスペースに・・・



地域の子ども達が  
集う施設に・・・



## 募集期間

令和3年6月14日(月)～令和3年7月30日(金)

【対象事業】 空き家を地域貢献に資する目的で活用する事業

【対象者】 法人又は任意団体であって、次のいずれにも該当する者

- ・ 対象となる空き家の所有者又は賃借人(補助金交付決定後 30 日以内に当該空き家の売買契約又は賃貸借契約の締結を予定している者を含む。)
- ・ 空き家を活用した事例として、市の広報、ホームページ等において公表することに同意していること。

### 【問い合わせ先】

春日井市役所まちづくり推進部 住宅政策課空き家対策担当

電話：0568-85-6572

メール：jutaku@city.kasugai.lg.jp

制度の詳細は  
[こちらへ](#)

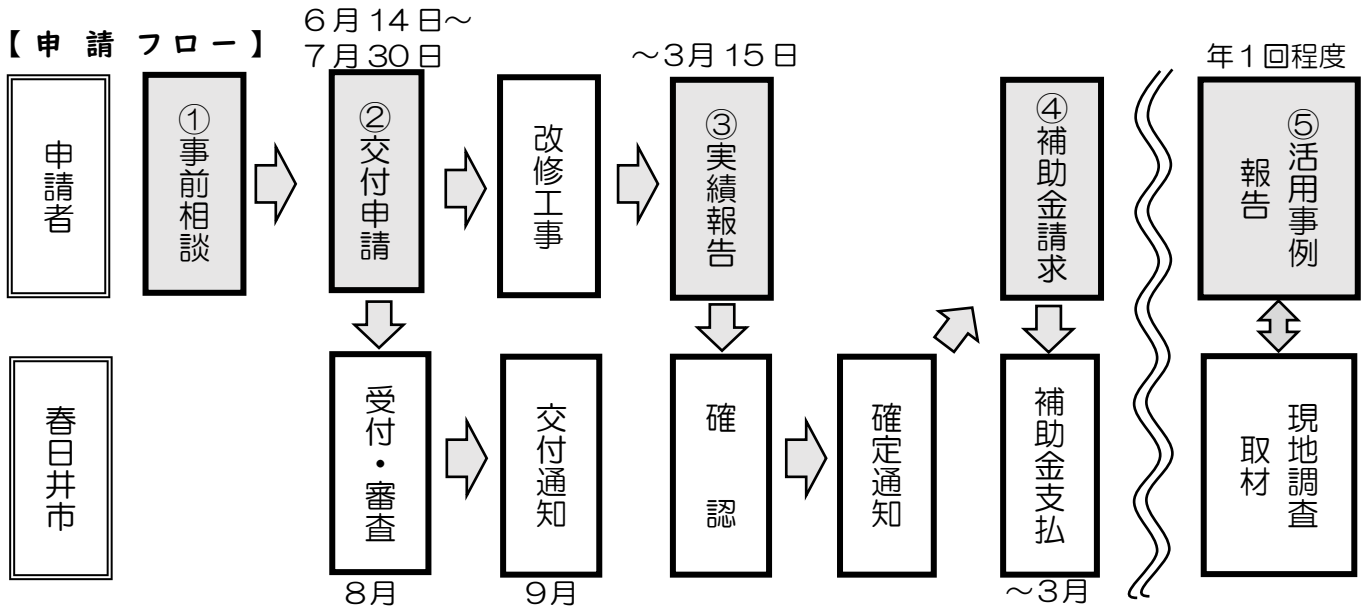


●「空き家」

- ・交付申請日において、1年以上使用されていない住宅
- ・居住の用に供されていた戸建て住宅

●「団体」

- ・3名以上で構成
- ・団体の規約等が書面で定めがあり団体名を含む口座名義となっている預貯金口座を保有している団体



【対象となる事業】

空き家を地域貢献に資する目的で活用する事業で次のいずれにも該当するものとする。

- ・ 原則として、補助事業が完了した日から5年間以上地域貢献に資する活用を当該空き家で継続すること。
- ・ 補助事業を実施する空き家が、建築基準法及び関係法令の規定に適合していること。  
(補助事業完了後に適合することとなる空き家を含む。)

※ 都市計画法による用途地域によって、建築物の用途制限があり、利用できる事業が制限されます。  
可否については、建築指導課でご確認ください。(建築指導課：(0568) 85-6324)

【補助対象経費】

空き家の「改修工事」に係る経費

※ 次の箇所の修繕、改修、補強又は間取りの変更をすることによって空き家の安全性及び機能性の維持又は向上のために行う工事をいう。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1 台所、浴室、便所又は洗面所 | 2 給排水、電気、空調又はガス設備 |
| 3 壁紙又は床の仕上げ     | 4 屋根又は外壁          |
| 5 建具            | 6 空き家の耐震性         |

※ 次に掲げる経費は、補助対象経費の対象外

- 1 家具、家庭用電気機械機器の購入、設置等に係る経費
- 2 市の他の補助金の補助対象になっている経費
- 3 申請者以外が支払った経費

【注意事項】

- ・ 交付決定にあたり、地域貢献に資する事業であるか審査を実施します。  
また、予算の範囲内で補助金を交付することとなるため、応募者すべてが交付決定されるとは限りません。
- ・ 交付申請前に着手した改修工事の経費については補助の対象となりません。
- ・ 自身のSNS等で活動を積極的にPRすること。